

# 労働契約を正しく締結していますか?

労働者との契約は、労働基準法、労働契約法、最低賃金法等の労働関係 法令により、適正に締結しましょう。

# ■ 労働条件の明示について(労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条)

労働基準法第15条により、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。

また、労働基準法施行規則第5条には、具体的に明示しなければならない事項、**書面の交付が必須**である事項が定められています。

詳しくは厚生労働省の「**労働基準法に関するQ&A」**をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/faq/faq\_kij yunhou.html

# ■ 最低賃金の保障について(最低賃金法)

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。東京都の最低賃金は「時間額932円」です(H28.10.1現在)

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

最低賃金の対象となる賃金の詳細、最低賃金額かどうかを確認する方法など、詳しくは 厚生労働省の「最低賃金制度の概要」をご覧ください。

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-09.htm

# ■ 固定残業制度について(労働基準法第89条)

実際の時間外勤務の有無や時間数にかかわらず、一定時間分の残業代を支払う、いわゆる「固定残業制度 | を導入している企業もあります。

適法に固定残業手当を導入するためには、**就業規則、賃金規定、労働契約などにおいて、 手当の金額及び何時間分相当かを明確に定めてあることが必要**です。また、固定残業手当 を導入する際には、その手当の名称ではなく、その手当の支給要件として「時間外割増相 当分として支給する。」というような、明確な定義が必要になります。

良い例) 「営業手当40,000円(月間20時間分の時間外手当として固定支給)」 (時間、金額の明示あり)

悪い例)「固定残業手当は、給与に含む」(金額、何時間分かともに不明)

「営業手当(固定残業代)70,000円」(何時間分か不明)

「給与200,000円(固定残業手当20時間分を含む)」(固定残業手当の金額が不明)

(注)法定労働時間である週40時間、1日8時間を超えて勤務させる場合には、労働者の代表と話し合って「協定」 (36協定)を結ばなければなりません。36協定で決められる時間外勤務時間の限度については、厚生労働省が基準を示しています。

### ■ 有期契約社員から正社員になった場合の試用期間の設定について(判例)

有期契約社員から正社員になった場合、試用期間を設けることができるかについては、 裁判例があります。

雇用継続中に試用期間を設けることは、試用という文言それ自体の趣旨から、原則として許されませんが、それまでと異なる職務・職位となるなど新たに雇用したと同視できるような例外的な場合に限り試用期間の設定が許されるとしています。有期契約期間も含め、不必要に長い試用期間を設けた場合には、その目的に照らして無効とされる場合があります。

#### ₹160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2-42-10ハローワーク新宿5階 TOKYO働き方改革・正規雇用化推進窓口

(東京都産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当)

Tel: 03-6205-6702

わからないことは、 東京都労働相談情報センター又は 最寄りの労働基準監督署に確認を! (裏面参照)



## 電話相談

18町田

# 0570-00-6110 東京都ろうどう110番 相談無料・秘密厳守

月曜から金曜日の午前9時~午後8時【祝日及び12月29日~1月3日を除く】 土曜日の午前9時~午後5時【祝日及び12月28日~1月4日を除く】

# 来所相談(予約制)

	事務所	所在地	電話番号	担当地域 (会社所在地)	夜間		
労働相談情報センター (飯田橋)		千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	03 (3265) 6110	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、 中野区、杉並区、島しょ	月曜金曜		
	大崎事務所	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階	03 (3495) 6110	港区、品川区、目黒区、 大田区、世田谷区	火曜		
	池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9	03(5954)6110	文京区、豊島区、北区、 荒川区、板橋区、練馬区	木曜		
	亀戸事務所	江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ7階	03 (3637) 6110	台東区、墨田区、江東区、 足立区、葛飾区、江戸川区	火曜		
	国分寺事務所	国分寺市南町3-22-10	042(321)6110	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、 小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、福生市、東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山市、羽村市、 あきる野市、西東京市、西多摩郡	月曜		
	八王子事務所	八王子市明神町3-5-1	042(645)6110	八王子市、府中市、調布市、町田市、 日野市、狛江市、多摩市、稲城市	水曜		

- ●担当地域に応じて、各事務所が月曜から金曜日の午前9時から午後5時まで実施しています。(祝日及び12月29日~1月3日は除く)
- ●夜間は、各事務所が担当曜日に午後8時まで実施しています。(祝日及び12月29日~1月3日は除く)
- ●土曜日は、飯田橋で午前9時から午後5時まで実施しています。(祝日及び12月28日~1月4日は除く)
- ●来所相談は、予約制になります。ご相談にあたっては、会社所在地を担当する事務所をご利用ください。

#### 【国の機関】労働基準監督署一覧 ※平成28年10月現在の情報です。

〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階

署名	所在地	電話番号	管轄区域
①中央	〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6·7階	03-6866-0008	千代田区・中央区・文京区・島しょ地域
②上野	〒110-0008 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎7階	03-6872-1144	台東区
③三田	〒108-0014 港区芝5-35-2 安全衛生総合会館3階	03-6858-0769	港区
<b>④品川</b>	〒141-0021 品川区上大崎3-13-26	03-6681-1521	品川区・目黒区
⑤大田	〒144-8606 大田区蒲田5-40-3 月村ビル8・9階	03-6842-2143	大田区
⑥渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	03-6849-1167	渋谷区・世田谷区
⑦新宿	〒169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4・5階	03-6863-4460	新宿区・中野区・杉並区
⑧池袋	〒171-8502 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎1階	03-6871-6537	豊島区・板橋区・練馬区
⑨王子	〒115-0045 北区赤羽2-8-5	03-6679-0133	北区
⑩足立	〒120-0026 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階	03-6684-4573	足立区・荒川区
⑪向島	〒130-8612 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル6階 ※ 仮移転中。直近の情報はHPでご確認ください。	03-6687-0924	墨田区・葛飾区
迎亀戸	〒136-8513 江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ8階	03-6849-4503	江東区
⑬江戸川	〒134-0091 江戸川区船堀2-4-11	03-6681-8125	江戸川区
<b>⑭八王子</b>	〒192-0046 八王子市明神町3-8-10	042-680-8081	八王子市・日野市・多摩市・稲城市
⑤立川	〒190-8516 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎3階	042-846-4821	立川市・昭島市・府中市・小金井市・小平市・東村 山市・国分寺市・国立市・武蔵村山市・東大和市
16青梅	〒198-0042 青梅市東青梅2-6-2	0428-28-0854	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡
⑪三鷹	〒180-8518 武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル3階	0422-67-6340	武蔵野市・三鷹市・調布市・西東京市・狛江市・清 瀬市・東久留米市

042-718-8342

町田市